

# 語句説明・索引

ページ数は主なページを掲載しています。

## 【あ】

### アイドリング・ストップ(p16)

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングを停止することで、大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

### 赤潮(p61 81)

海中のプランクトンが異常増殖し、海水の色が変わる現象。発生のメカニズムは完全に究明されていないが、海洋沿岸や河川の注ぐ湾内で、雨後に強い日射と海面の静かな日が続くときに発生しやすい。海水中の窒素、磷等の栄養塩類濃度、自然条件の諸要因が相互に関連して発生すると考えられている。魚介類に対する被害の原因として、赤潮プランクトンが魚介類のエラに詰まって窒息する、赤潮プランクトンの細胞分裂のため、海水中のDOが欠乏する、有害物が赤潮プランクトンにより生産排出される、細菌が増殖する、などの諸説がある。

### 悪臭防止法(p59)

昭和46年法律第91号。工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

## 【い】

### 硫黄酸化物(SOX)(p53)

酸化硫黄(亜硫酸ガス:SO<sub>2</sub>)や三酸化硫黄(無水硫酸:SO<sub>3</sub>)など硫黄酸化物の総称である。重油、石炭など硫黄を含む燃料の燃焼によって発生し、一般的に燃焼過程で発生するのは大部分が二酸化硫黄である。人の呼吸器に影響を与えたり、植物を枯らしたりするため大気汚染の原因物質の一つとして重視されている。環境基準は、二酸化硫黄について定められている。

### 一酸化炭素(CO)(p50)

炭素を含む燃料が不完全燃焼する際に発生する。血液中のヘモグロビンと結合して酸素の供給を阻害するため、高濃度になると貧血を起こしたり、中枢神経を麻痺させたりする。主な発生源は自動車である。

### 一般廃棄物(p90 97)

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。

## 【う】

### 上乘せ基準(p72)

ばい煙又は排出水の排出の規制に関して、一律の排出基準又は排水基準に代えて適応するものとして、都道府県知事が条例で定める、より厳しい排出基準又は排水基準をいう。

## 【お】

### 大分県エコエネルギー導入促進条例(p108)

エネルギー問題は二十一世紀の大きな課題であることを考え、地球環境を守り、限りある資源を次の世代へと引き継ぐため、各地域でのエコエネルギーの導入促進が重要であるという認識から、平成15年3月に制定(平成15年4月1日施行)。国の新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第二百八号)第1条に規定する定義を基本として、「地熱発電」「水力発電」「海洋エネルギー」を加えて、「エコエネルギー」と定義(第2条)している。新エネルギー関係条例では北海道、宮城県、岩手県に続き4番目の制定。

### 大分県環境基本計画(p5,15,101)

### 大分県環境基本条例(p5,15,101)

環境保全に関する基本理念、県、市町村、事業者及び県民の責務、基本理念の実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、本県の環境行政の根幹を示すものであるとともに、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いを持つものである。

### 大分県新長期総合計画(p15)

県行政運営の長期的、総合的な指針を示すものであり、県民の皆さんと行政がめざすべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにするもの。計画期間は平成17年度から平成27年度までの11年間で、基本構想編と

基本計画編の2部構成。平成16年度から策定作業に入り、平成17年9月完成予定。

### 大分県農薬指導士( p90)

農薬の安全使用・適正販売の確保を図るため、農林水産省通知(昭和62年農蚕第6166号)に基づいて、大分県が定めた「大分県農薬指導士認定推進要領」の規定による認定制度である。この認定制度は、農薬取締法等関係法令及び適正な農作物防除や農薬販売等に必要とされる基礎的・専門的知識の普及・定着を推進し、これらの知識を有する者を養成することを目的とする。

### 大分県廃棄物処理計画( p90)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の3に規定された都道府県廃棄物処理計画であり、廃棄物を減量・リサイクルし、適切な処理を確保していくための総合的かつ計画的な施策の推進を目的に策定された。現計画の対象期間は、平成13年度から平成17年度までの5年間となっている。

### おおいた県民アカデミア大学( p103)

県民の多様化・高度化した学習ニーズに対応し、県民一人ひとりが「いつでも、どこでも、だれでも」主体的に学習し、その学習成果を評価・還元することによって、生きがいの創出とふるさとおおいたを発展させ創造する人材の育成を図るために、県の特性を生かした「主催講座事業」や市町村や大学などの機関、民間教育事業者等との連携を図った「連携講座事業」等を実施するもの。 <お問い合わせ先>「おおいた県民アカデミア大学」事務局(大分県立生涯教育センター内)〒874 0903別府市野口原3030 - 1 TEL 0977 - 22 - 7763 FAX 0977 - 26 - 4564。

### オゾン層( p5 ,16 ,107 ,112)

地球を取り巻く大気中のオゾンの大部分は地上から約10~15km上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれている。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たす。近年フロンガスなどによるオゾン層の破壊が大きな問題となっている。

### 汚濁負荷量( p67 ,72)

環境中に一定時間内に排出される汚濁物質の総量を表すもので、mg/ℓ等で表される汚濁物質の濃度概念と対比される。汚濁負荷量は、濃度×排出水量(排出量)で算出される。例えば、BOD1,000mg/ℓ(=1kg/m<sup>3</sup>)の排水を1,000m<sup>3</sup>/日排出する場合、BOD汚濁負荷量は1,000mg/ℓ×1,000m<sup>3</sup>/日=1,000kg/日と算出される。

### 汚泥(スラッジ)( p96)

工場排水等の処理後に残った泥状のもの及び各種製造業の製造工程において生じた泥状のものであって、有機性及び無機性のものすべてを含むものである。

### 温室効果ガス( p5 ,107)

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象とされている。

### 温泉法( p32)

温泉を保護しその利用の促進を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として1948年に制定された法律。温泉の定義(摂氏25度以上の温度又は法に定める成分を有する地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気、ガス)、温泉の保護(温泉を掘削・増掘する場合、動力で汲み上げる場合には都道府県知事の許可が必要)、温泉の利用(温泉を公共の入浴又は飲用に供しようとする場合は、都道府県知事の許可が必要)、国民保養温泉地の指定などについて規定されている。

## [か]

### かおり風景100選( p59)

近年増加している、都市・生活型公害化した悪臭問題を解決するため、身のまわりの不快なおいを低減し、快適なおい環境を創造しようとする地域の取組の促進を目的として、平成13年度に、良好なかおりとその源となる自然や文化・かおり環境・を保全・創出しようとする地域の取組を支援する一環として、かおり環境として特に優れたもの100地点を環境省が選定した。

### 核種分析( p57)

自然界には種々の元素があるが、同じ元素でも原子核の重さの違いによって同位元素(アイソトープ)が存在する。そこで、一つ一つの原子核を区別して考えるとき、核種という言葉が使われる。例えば、Co(コバルト)という元素を例にとると、自然界には<sup>59</sup>Co(コバルト-59)という核種のみが存在し、原子炉の中では<sup>60</sup>Co(コバルト-60)という核種が作られている。そして、<sup>59</sup>Coは放射能を持たないので安定核種、放射能を持つ<sup>60</sup>Coは放射性核種と呼ばれる。そこで種々の環境試料を調べ、その中の放射能がどのような核種に由来するかを

調べることを核種分析という。

### 環境影響評価 環境アセスメント【 p5 ,15 ,119）

環境汚染や自然環境の破壊を未然に防止するため、開発行為が環境に及ぼす影響についてあらかじめ回避・低減するための情報公開に基づく手続き、このための調査、予測、評価を行い、その結果を公表し、これに対する意見を求める。これらの意見を反映して事業の実施に際し、環境影響の回避・低減にどう努めるかを事業者は説明し、環境保全対策を実行する。こうして公害の防止、自然環境の保全、歴史的・文化的遺産の保全その他の環境保全の見地から適正な配慮がなされる手続等をいう。環境基本法第20条において「土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるもの」と規定されている。

### 環境NPO法人( p7)

特定非営利活動促進法（NPO法）に基づいて県知事からの設立の認証を受けたもの法人（NPO法人）のうち、環境の保全を図る活動を行う法人。

### 環境会計( P106)

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識し、可能な限り定量的に測定し、伝達する仕組み。

### 環境技術( p115)

我々を取り巻く様々な環境問題を解決・改善するための技術を総称して「環境技術」と呼ぶ。具体的には排ガス処理などの公害対策技術、有害化学物質処理技術、廃棄物・リサイクル対策技術、地球温暖化対策技術など広範に渡っている。ごみゼロおおいた作戦では産学官民の技術力を結集した環境技術開発への挑戦と開発された技術の集積による環境産業の拡大を促進し、大分の新しい活力を創造することを目指している。

### 環境基準( p49 ,61 ,85 ,129)

環境基準については、環境基本法第16条第1項において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定

義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、工場等を規制するための規制基準とは異なる。

### 環境基本法( p5 ,121)

地球化時代の環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993年に制定された。基本理念としては、(1)環境の恵沢の享受と継承等、(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等、(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。この他、国、地方公共団体、事業者、国民の責務を明らかにし、環境保全に関する施策（環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など）が順次規定されている。また、6月5日を環境の日とすることも定められている。

### 環境教育アドバイザー派遣制度( p101)

大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方45名と1団体を委嘱している。テーマは派遣依頼者が自由に設定でき、最寄りの保健所へ申込みを行う。（大分市内在住者は県生活環境企画課へ直接提出する）

### 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律( p101)

国民各界各層の環境保全に関する理解を深めるための環境教育・環境学習の推進、環境保全活動に取り組む意欲を高めていくために制定された。体験機会や情報の提供等の措置が盛り込まれている。平成15年7月成立、同年10月1日に部分施行。

### 環境負荷( p15 ,45 ,105)

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

### 環境報告書( p106)

企業等の事業者が、最高経営者の緒言、環境保全に関する方針・目標・行動計画、環境マネジメントに関する状況（環境マネジメントシステム・環境会計・法規制遵守・環境適合設計その他）及び環境負荷の低減に向けた取組等について取りまとめ、一般に公表するもの。

**環境美化の日( p 12 ,17)**

環境美化についての関心と理解を深めることに繋がるような行事の実施を通じて、県民や事業者の環境保全活動に対する取組の意欲の向上を図り、美しく快適な大分県づくりを県民総参加で推進していくことを目的として設けたもの。(美しく快適な大分県づくり条例第9条。)

**環境ホルモン( p5 89 ,125)**

正式には内分泌攪乱化学物質という。シーア・コルボーン他著による「奪われし未来」やデボラ・キャリバリ著による「メス化する自然」により内分泌攪乱化学物質が世界的な関心を集めた。研究者や機関によって定義が確定していないが、「環境ホルモン戦略計画SPEED'98(2000年11月改定)では「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常ホルモンの作用に影響を与える外因性の物質」とし、疑われる化学物質として65物質を挙げている。

**環境マネジメントシステム( p 19 ,104)**

環境マネジメントとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的、積極的に環境の保全のためにとる行動を計画・実行・評価することを指し、そのための環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、これを実行、記録し、その実行状況を点検して方針等を見直すという一連の手続を環境マネジメントシステムという。環境マネジメントシステムの中で、自主的な環境マネジメント(環境管理)に関する計画等の実行状況の点検作業を行うことを環境監査という。

**観光部会( p48)**

ごみのない美しい大分県になれば県のイメージも一新し、観光客の増加にもつながるという考えのもと、ごみゼロおおいた作戦県民会議に設けられた部会のひとつ。「ごみのない 緑あふれる美しいまちをつくります」をスローガンに、ごみゼロおおいたキャンペーンのさらなる推進と美しい大分の景観の保全と創造について県の環境施策への意見を提出するなどの取組をしている。

**[き]**

**キャンドルナイト( p 13)**

**休猟区( p 37)**

狩猟鳥獣の維持・確保を図るため狩猟行為が禁止されている区域で、3年を限度として狩猟者のために設定される区域である。

**京都議定書( P 5 ,107)**

1997(平成9)年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。ロシアの批准により、2005年2月に発効することとなった。

**[く]**

**空間線量( p 57)**

空間における放射線の量(強さ)であり、一般に大気、大地からの線、宇宙線等が含まれる。なお、単位時間当たりの線量を線量率といい、nGy/h(ナノグレイ/時)の単位で表す。

**国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)( p 90)**

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図るため、(1)国等の公的部門による環境物品等の調達の推進、(2)情報提供の充実により、環境物品等への需要の転換を促進することを目的としている。平成13年4月1日より施行。

**[け]**

**K値( p 53)**

大気汚染防止法で定められた定数で、施設ごとに煙突の高さに応じた硫黄酸化物許容排出量を求める際に使用する。K値は、地域ごとに定められており、施設が集合して設置されている地域ほど規制が厳しく、その値も小さい。

**顕彰( p 17)**

美しく快適な大分県づくり条例では、環境技術の開発、環境美化活動といった積極的な取組を推奨することで県、市町村、県民及び事業者が一体となって美しく快適な大分県づくりを推進することを目的に顕彰を設けている。(美しく快適な大分県づくり条例第8条。)

**建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)( p 90)**

特定の建設資材について、その分別解体及び再資源化等を促進するための措置を講じた法律で平成12年5月に公布し、平成14年5月から本格施行された。一定規模以上の建設工事について、その受注者に対し、コンクリートや木材等の特定建設資材を分別解体等により現場で分別し、再資源化等を行うことを義務付けるとともに、制度の適正かつ円滑な実施を確保するため、発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者

の登録制度などを創設している。

### 建設廃材

土木建築に関する工事に使う資材。「建設リサイクル法」は、建設資材の一部を「特定建設資材」に指定し、分別・リサイクルを義務付けている。2002年時点で指定されている特定建設資材は、コンクリート、アスファルト、木材。建設資材のうち、リサイクルによる廃棄物減量効果が高く、リサイクル手法が確立しており、リサイクルの義務付けで過度な費用負担を強いられないものが指定された。

## 【こ】

### 光化学オキシダント( p 50 ,129)

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン( O<sub>3</sub> )、パーオキシアセチルナイトレート( P A N )等の酸化性物質の総称である。このオキシダントが原因で起こる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

### 公共用水域( p61 91)

水質汚濁防止法で用いられている公共用水域とは、社会通念上広く一般の利用に開放された水域のみならず、かんがい用水路、道路側溝等を含むものとして次のように定義されている。河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共管渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路(終末処理場を有する公共下水道及び流域下水道を除く。)をいう。

### 厚生労働大臣登録検査機関( p 84)

水道法に定める定期及び臨時の水質検査を依頼する場合は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼しなければならない。県内を検査を行う区域に定めている機関は15社あり、その内検査施設を県内に有している機関は、(社)大分県薬剤師会、(株)S B Cテクノ九州、(株)注化分析センターの3社がある。

### 国民体育大会

国体はわが国最大のスポーツの祭典であり、広く国民の間にスポーツを普及することで国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする目的で開催されている。平成20年に大分県で開催される第63回大会では、大分らしい国体を創造す

るプログラムとして「各地域での花いっぱい運動の展開」「ごみゼロおおいた作戦による環境に配慮した美しく快適な県土づくり」などを検討している。

### 固定発生源( p 129)

大気汚染物質の発生源は固定発生源と移動発生源に大別される。固定発生源としては、工場のボイラー、加熱炉、焼成炉等の生産設備と事業場の冷暖房用ボイラー、焼却炉等がある。移動発生源としては自動車、船舶等がある。

### ごみゼロおおいた作戦( p 7 ,17 48 ,124 ,133)

#### ごみゼロおおいた作戦県民会議( p 7 48 90 ,104)

全ての県民が自ら環境保全活動に取り組み地域環境力を高めていくことを目的に、平成15年9月26日に設置。学識経験者、環境関係の団体、事業所及びN P O法人等の役員の中から知事が委嘱した100名の委員で構成される。県民会議には自然保護、観光、ごみ減量・リサイクル、大気・水環境、環境教育、地球環境、エネルギー、環境技術の8つの部会を設置しており、県の環境施策に対する意見を提出している。

#### ごみゼロおおいた作戦実施本部( p 7)

県の各部に跨っている環境行政全般を、一体的・総合的に推進するために、ごみゼロおおいた作戦実施本部設置規程に基づき設置。部局横断的に環境施策を実施するとともに、県民会議が唱導する県民運動を全面的に支援する。

#### ごみゼロおおいた推進隊( p 7 ,11)

「ごみゼロおおいた作戦」の一貫として、3 R(リデュース(廃棄物の発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用))を推進し、循環型社会を形成するための県民運動の核となる一般公募によるグループ。その活動範囲は、3 Rをとりいれた町づくりや廃棄物・省エネ・水質等の調査、環境学習、清掃登山等多岐におよぶ。

#### ごみゼロ隊( p 7)

県が呼びかけるごみゼロおおいたキャンペーンへの参加のほか、ごみの分別の徹底、省エネルギー・省資源の取り組み、リサイクルなど、日頃から実行できる活動から、清掃活動や美化活動等々、ボランティアとして参加するものも含め、様々な環境保全活動に取り組んでいる事業所や団体等をごみゼロ隊に登録し、ごみゼロおおいた作戦を県民総参加の取組として推進している。

**ごみゼロネット( p7 ,12)**

ごみゼロネットとは各地域で様々な環境美化活動等に取り組んでいる団体を、同じように環境美化活動に取り組んでいるNPO法人等の団体が中心となって有機的につなぎ、地域で環境に取り組む意識や環境への取組の能力を高めようという「地域環境力」の向上を目指すものである。

**[さ]**

**里山( p23)**

里山とは「農山村の集落近くにあり、農民の生業のもとで利用に供された履歴を持つ林野のこと」をいい、大分の健全で豊かな自然環境を守り、より良いものとして将来の世代に引き継いでいくため、「里山の優れた自然環境の保持について積極的に取り組んでいくこと」や「里山のごみの放置などの現状を把握し、その美化の方策を検討すること」がごみゼロおいた作戦県民会議の自然保護部会から環境施策への意見として提出されている。

**財団法人 大分県環境管理協会**

大分県環境管理協会は、廃棄物の処理の適正化を図り、その他生活環境の保全に関する正しい知識の普及を促進し、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的として昭和55年に設立された財団法人である。浄化槽法第57条第1項の規定に基づき大分県知事が指定した浄化槽の水質に関する検査機関(指定検査機関)として浄化槽法の法定検査(法第7条及び第11条)を実施し、浄化槽の維持管理に努めている。

**財団法人 省エネルギーセンター**

エネルギーの有効利用・地球環境保全・社会の継続的発展を目指して、省エネルギーに関する調査、広報、出版、教育、研修、試験、研究、技術開発、コンサルティング、情報サービス等幅広い活動を行っている。

**産業廃棄物( p6 ,96)**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など20種類の廃棄物のこと。

**産業廃棄物監視員( p97)**

産業廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や野外焼却の防止を図るため、県及び各保健所に配置しています。産業廃棄物処理施設、産業廃棄物処理業者、産業廃棄物排出業者、産業廃棄物の資源化再生利用者の事業場等の監視指導産業廃棄物の不法投棄、野外焼却等の不適正処理の調査及び行為者に対する指導等を主な業務

としています。

**酸性雨( p107 ,113)**

石炭や石油などの化石燃料の燃焼などにより硫酸化物や窒素酸化物が大気中へ放出され、これらのガスが雲に取り込まれた後、化学反応により硫酸や硝酸などに变化して、雨の核となったり、降下する雨滴に取り込まれたりして酸性の雨として降下する現象をいう。一般的には、pHが5.6以下の雨水が酸性雨とされており、森林や農作物に被害を与えたり、河川や湖沼を酸性化し、魚類等の生息できない環境にするなど、生態系に大きな影響が及ぼすことが懸念される。

**[し]**

**資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)( p90)**

資源有効利用促進法は、循環型社会の形成のために、従来のリサイクル対策(廃棄物の原材料としての再利用)の強化に加えて、リデュース対策(発生抑制)とリユース対策(再使用)を導入し、再生資源利用促進法が改正された法律。この法律は、(1)使用済み物品及び副産物の発生抑制のために原材料使用の合理化、(2)再生資源、再生部品の利用、(3)使用済み物品、副産物の再生資源・再生部品としての利用促進、(4)表示による分別回収の促進といった点について、政令で指定する業種及び製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定している。

**自動車・自転車の放置禁止( p18)**

美しく快適な大分県づくり条例では、美観や清潔さを損なう自動車等の放置を禁止しており、自ら放置することだけではなく、他者に放置させる、あるいは放置しようとする者に協力するといったことについてもこれを禁止している。なお、放置とは、自らが権限を有しない場所に相当期間にわたり不法に置かれ、環境が著しく阻害されている状態をいう。

**循環型社会形成推進基本計画( p5)**

2006年6月制定の循環型社会形成推進法の第15条に基づき、2003年3月策定。循環型社会のイメージとして、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル(くらし)、環境保全志向のものづくり・サービスの提供(ものづくり)、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システムなど(廃棄物)を提示している。

**循環型社会形成推進基本法( P5 90)**

廃棄物の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会を形成するための基本指針、関係主体の責務等を定めた法律(平成12年法律第110号)。

**浄化槽( p80 91)**

し尿等を微生物の作用による腐敗又は酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活排水(厨房排水、洗濯排水等)を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。

**使用済み自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)( p90 ,115)**

自動車製造業者等を中心とした関係者に適切な役割分担を義務づけることにより、使用済み自動車のリサイクル・適正処理を図るための法律。自動車製造業者・輸入業者に、自らが製造・輸入した自動車を使用済みになった場合に生じるシュレッダダスト(破碎された後の最終残さ)等を引き取ってリサイクルする等の義務を課し、そのために必要な費用は再資源化等料金として自動車の所有者が原則新車販売時に負担する。平成14年7月に公布し、平成17年1月から施行される。

**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)( p90)**

食品廃棄物は、生ごみなどの家庭から排出されるものに加えて食品の製造・流通工程においても発生する。食品リサイクル法では、これらの食品廃棄物を食品循環資源と考え、発生抑制や減量化、再生利用を進めようという法律。このために、食品の製造・流通にかかわる事業者を食品関連事業者と定義し、食品循環資源の再生利用等の促進を義務付けている。

**振動規制法( p58)**

昭和51年法律第64号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

**[ す ]****水生生物による水質調査( p76)**

川には、サワガニ、トビケラ、ヘビトンボ、カ

ワゲラなどいろいろな水生生物が生息しており、これらの生息の状況が水の汚れと密接に関連していることを利用した、生物を指標とする川の水質調査法である。

**3 R(排出削減、再使用、再利用)( p90 ,115)**

「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=排出削減)」「リユース(Reuse=再使用)」「リサイクル(Recycle=再利用)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

**[ せ ]****生活排水( p62 ,77 ,129)**

水質汚濁防止法によれば、炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される汚水の中で、生活排水のうち、し尿を除いたものを生活雑排水という。

**[ そ ]****騒音規制法( p58)**

昭和43年法律第98号。工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としたもの。

**騒音に係る環境基準( p58)**

騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で、維持されることが望ましい基準で、地域の類型及び時間の区分ごとに指定される。航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音を除く一般騒音に適用される。

**総量規制( p72)**

一定の地域内の汚染(濁)物質の排出総量を環境保全上許容できる限界にとどめるため、工場等に対し汚染(濁)物質許容排出量を配分し、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染、水質汚濁に係る従来の規制方法は、工場等の排出ガスや排出水に含まれる汚染(濁)物質の濃度のみを対象としていたが、この濃度規制では地域の望ましい環境を維持達成することが困難であるため、その解決手段として総量規制制度が導入されている。

**[た]**

**ダイオキシン類( p5 52 85 ,124)**

ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン ( P C D D )、ポリ塩化ジベンゾフラン ( P C D F ) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル ( C o - P C B ) の総称。発生源は廃棄物焼却の他、燃焼工程を持つ製造業、農薬の不純物、P C B 製品等が指摘されている。また、内分泌かく乱作用があるといわれている。

**炭化水素( H C )( p51)**

炭素と水素からなる化合物の総称で、光化学オキシダントの原因物質の一つである。主な発生源としては、塗装・印刷工場、重油等の貯蔵タンク、自動車等がある。環境基準は設定されていないが、中央公害対策審議会(当時)により光化学オキシダントの生成を防止する観点から、非メタン炭化水素についての指針値が示されている。

**[ち]**

**地球温暖化対策の推進に関する法律( p5 ,107 ,147)**

地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務と取組等を定めたもの。京都議定書の約束達成を担保するために平成14年5月に改正され、京都議定書目標達成計画の策定や、地域協議会の設置などの国民の取組を強化するための措置等について規定。

**地球温暖化防止活動推進センター( p 107 ,147)**

地球温暖化対策の推進に関する法律第11条の規定に基づき、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により、地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的として設置された民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人( N P O ) であって、その申請に基づき、都道府県知事が、当該都道府県に1つだけ指定することができる組織。

**地球温暖化防止活動推進員( p 108 ,147)**

地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及や温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。地球温暖化対策の推進に関する法律第10条の規定に基づき、都道府県知事が委嘱する。平成16年9月1日現在、本県では、102名の地球温暖化防止活動推進員を委嘱している。

**地球温暖化防止対策推進大綱( p5)**

平成9年12月の京都議定書の採択を受けて、平成10年6月に地球温暖化対策推進本部が決定。平成14年3月に改訂され、京都議定書の6%削減約束を達成するための具体的裏付けのある対策の全体像を明らかにし、100種類を越える個々の対策・施策をとりまとめたもの。

**窒素酸化物( N O X )( p53 54 ,113)**

化石燃料の燃焼によって発生する窒素と酸素の化合物の総称であり、大気中の窒素酸化物の主なものは一酸化窒素( N O ) と二酸化窒素( N O 2 ) である。石油、ガス等が燃焼する際に発生し、燃焼過程では最初に一酸化窒素として排出され、これが空気中の酸素と結合して徐々に二酸化窒素に変わる。発生源は、工場・事業場、自動車から家庭の厨房施設など多種多様である。人の呼吸器に影響を与えるほか、光化学オキシダントの原因物質の一つである。環境基準は、二酸化窒素について定められている。

**長期的評価と短期的評価( p49)**

長期的評価とは、地域の大气汚染に対する施策の効果等を的確に判断する目的で、1年を単位とした測定結果について、環境基準の達成状況を評価する方法である。短期的評価とは、監視を行った時間又は日々の測定結果について、環境基準の達成状況を評価するものである。

**鳥獣保護区( p37)**

野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている区域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。

**[て]**

**デポジット制度( 容器返却保証金上乗せ制度 ) ( p95)**

缶飲料等を販売するに当たって、一定金額を預かり金として上乗せして販売し、消費者が空き缶等を返却すると預かり金が払い戻される制度である。

**テレメータシステム( p54)**

環境中の汚染物質の濃度などを自動測定器で測定し、そのデータを専用電話回線や無線を使用して監視室に送信し、監視室のコンピュータで集中管理するシステムをいう。このシステムは現在、環境監視用と発生源監視用の2種類がある。

## [と]

**特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)**  
( p90 ,115)

一般家庭や事業所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するために制定された法律で、平成13年4月に施行された。平成16年4月からは政令の改正により、電気冷蔵庫が新たに対象品目に加わった。

**投光器の使用禁止( p18)**

美しく快適な大分県づくり条例では、投光器を特定の対象物を照射する目的以外の目的で使用することを禁止している。なお、光害とは照明機器から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下、動植物への影響、天体観測への障害等人の活動及び動植物に悪影響が生ずることをいう。

## [な]

**75%水質値( p62)**

年間の日間平均値の全データをその値が小さいものから順に並べ、 $0.75 \times n$ 番目( $n$ は日間平均値のデータ数)のデータ値をもって75%水質値とする。(  $0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる。)

## [の]

**野焼き**

野焼きは、ダニなど人畜に有害な虫を駆除するとともに、牛馬の餌の草を育てるため、伝統的に行われていた。草原の美しさは野焼きによって保たれており、野焼きをやめると木が生い茂り草原はなくなるとも言われ、ごみゼロおおいた作戦県民会議の自然保護部会から「過去に行われていた草原の野焼きの復活と、維持していく体制づくりを推進すること」ことが環境施策への意見として提出されている。

## [は]

**ばい煙( p52 ,125)**

大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、合成、その他の処理に伴い、工場等の煙突から排出される硫黄酸化物、ばいじん及び有害物質をいう。ばいじんはボイラー、電気炉等から発生するすすや固体粒子をいい、有害物質は、カドミウム、塩素、フッ素、鉛、窒素酸化物等の人の健康や生活環境に有害な物質をいう。

**廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)( p97)**

廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。1970年に、従来の「清掃法(1954)」を全面的に改めて制定された。廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。環境省所管。

## [ふ]

**富栄養化( p61)**

海洋や湖沼で窒素、燐等の栄養塩類の少ないところは、プランクトンが少なく、透明度も大きい。このような状態を貧栄養であるという。これに対し、栄養塩類が多いところでは、プランクトンが多く透明度が小さい。このような状態を富栄養であるという。有機物による水質汚濁その他の影響で、貧栄養から富栄養へと変化する現象を富栄養化という。

**不法投棄( p93 ,97 ,128)**

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷等に不法に廃棄し、環境破壊を招いている。廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃掃法)では、廃棄物は排出者が自己管理するか、一定の資格をもつ処理業者に委託しなければならないとされているが、産業廃棄物が増加しているにもかかわらず、最終処分場の確保が困難なため、無許可業者による不法投棄が増加している。

**浮遊粉じん( Dust又はSP)( p50)**

大気中に気体のように長時間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子をいう。粒径がだいたい $0.5 \sim 10 \mu\text{m}$ の範囲で、都市のそれは、主として炭素分とタール分からできている。この粒子は非常に小さく、自分の重さでは落下しないで浮遊するため、風の少ないときは濃度が増し、風が強いと拡散して濃度が低くなる。環境基準は粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のものについて定められており、これを特に浮遊粒子状物質(SPM)という。

## [へ]

**閉鎖性水域( p70)**

湖沼や内湾のように水の滞留時間が比較的長く、水の交換が行われにくい水域をいう。水利特性上汚濁物質が蓄積しやすいため、水質汚濁が進行しやすく、また、その回復が容易でないという特徴がある。

## [ほ]

### 放射線(p56)

主な放射線には、 $\alpha$ 線・ $\beta$ 線・ $\gamma$ 線の3種類がある。 $\alpha$ 線はヘリウム原子核の陽子(プロトン)2個と中性子(ニュートロン)2個から成り立っており、+(プラス)のd電荷を持っている。

$\beta$ 線は高速の電子で-(マイナス)の電荷を持っている。また $\gamma$ 線は電磁波の1種で最も強い透過力を持っている。その他の放射線には、X線・中性子線・陽子線等がある。放射能とはこの放射線を出す能力(性質)のことである。

### マイバッグキャンペーン協力宣言(p96)

「マイバッグを使って買い物をし、レジ袋の使い捨てを減らす」というマイバッグ運動は、消費者の行動だけでは広がりず、事業者(小売店等)の取組が不可欠である。ごみの減量化をめざし、環境に配慮した事業活動を行っている事業者は、マイバッグ運動へも積極的に取り組んでいる。その具体的な取組内容を「マイバッグキャンペーン協力宣言」として募集したもの。

### マイバッグ宣言(p96)

マイバッグを使って買い物をし、レジ袋の使い捨てを減らすことは、ごみを家庭に入れないことによる、ごみ減量のためのひとつの方法(ごみの発生抑制=リデュース)である。環境にやさしい生活を考える、使い捨てのライフスタイルを見直す、ごみ減量への関心を持つ、ごみを出さない暮らし方をはじめ、という一人ひとりの行動の入口として、マイバッグを使用することへの意志の表現を「マイバッグ宣言」として募集したもの。なお、「マイバッグ宣言」は、キャンペーン期間中だけではなく、年間を通じて募集している。

## [よ]

### 容器包装に関する分別収集及び再商品化の促進に関する法律(容器包装リサイクル法)(p90)

家庭から一般廃棄物として排出される缶、ペットボトル、ガラスびん等の容器包装廃棄物のリサイクルシステムを確立するため、「消費者が分別排出」し、「市町村が分別収集」し、「事業者が再商品化(リサイクル)」するという各々の役割分担を規定し、ごみの減量化と再生資源の利用を図り、生活環境の保全に寄与することを目的に、平成7年6月に制定され平成12年4月に完全施行された。

## [ら]

### 落書きの禁止(p18)

美しく快適な大分県づくり条例では、美しく快適な大分県づくりを推進するため、美観や清潔さを損なう落書き行為を禁止している。

## [B]

### BOD(生物化学的酸素要求量)(p61,71)

水中の汚濁物質(有機物)が20、5日間で微生物によって酸化分解され、無機化、ガス化されるときに消費される酸素の量。BODが大きいと、その水は有機物による汚濁が進んでいることを示す。BODは、河川の汚濁状況を表す指標として採用されている。COD

## [C]

### COD(化学的酸素要求量)(p61,71,81)

水中の有機物などは、溶存酸素を消費し、水中生物の生育を阻害する。このような有機物などによる水質汚濁の指標として、現在BOD及びCODが採用されており、このほかTOC(有機態炭素)又はTOD(全酸素要求量)について検討が行われている。これらの有機汚濁指標は、いずれもmg/lで表され、数値が高いほど汚濁が著しいことを示す。CODは、水中の汚濁物質(主として有機物)を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

## [D]

### DO(溶存酸素)(p81)

水に溶けている酸素のことをいう。河川等の水質が有機物で汚濁されると、この有機物を分解するため水中の微生物が溶存酸素を消費し、その結果、溶存酸素が不足して魚介類の生存が脅かされる。更に、酸素の欠乏状態が長く続くと嫌気性の分解が起こり、硫化水素などのガスを発生して水質は著しく悪化する。

## [N]

### NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)

日本の産業技術とエネルギー・環境技術の研究開発とその普及を推進する中核の実施機関。広汎な研究開発を推進している。平成15年10月より独立行政法人の形態となった。

## [ P ]

**p H(ピーエイチ)** (p81,113)

水素イオン濃度指数で、 $\text{mol} / \ell$  単位で測られた水素イオン濃度の逆数の常用対数として定義された量のことである。 $\text{pH} = \log[\text{H}^+]$   
 $\text{pH} = 7$  は中性、 $\text{pH} < 7$  は酸性、 $\text{pH} > 7$  はアルカリ性を表す。

**p p m(ピーピーエム)** (p51)

ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、%が100分の1をいうのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気 $1\text{cm}^3$ 中に $1\text{cm}^3$ の物質が含まれているような場合、あるいは水 $1\text{kg}$ (約 $1\ell$ )中に $1\text{mg}$ の物質が溶解しているような場合、この物質の濃度を $1\text{ppm}$ という。ppmより微量の濃度を表す場合にはppb(10億分の1)、ppt(1兆分の1)も用いられる。

## [ S ]

**S S(Suspended solid)** (p74)

粒径 $2\text{mm}$ 以下の水に溶けない懸濁性の物質をいい、水質汚濁の指標の一つである。水の濁りの原因となるもので魚類のエラをふさいでへい死させたり、日光の透過を妨げることによって水生植物の光合成作用を妨害するなどの有害作用がある。また、有機性浮遊物質の場合は河床に堆積して腐敗するため、底質を悪化させる。

## [ T ]

**T E Q(p85)**

ダイオキシン類全体の毒性の強さを表した毒性等量のことである。最も毒性が強い $2,3,7,8\text{-TCDD}$ の毒性を1として他のダイオキシン類の毒性の強さを換算した係数で用いられている。

## [ W ]

**W E C P N L(p59)**

Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Levelの頭文字で、直訳すると「加重等価平均感覚騒音レベル」となる。航空機1機ごとの騒音レベルに加え、複数や発生時間帯などを加味した航空機騒音に係る単位で「うるささ指数」と呼ばれることもある。航空機騒音の特徴をよく取り入れた単位としてICAO(国際民間航空機関)が提案した国際単位である。



---

# 平成16年版環境白書

平成17年2月発行

編集・発行 大分県生活環境部生活環境企画課  
大分市大手町3丁目1番1号  
TEL(097)536-1111

印刷 (株)エポックアート  
大分市羽田984-1  
TEL(097)569-1181

---



